

## I 利用者のために

### 1. 平成19年商業統計調査のしくみ

#### (1) 調査の目的

商業統計調査は我が国の卸売・小売事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

#### (2) 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計規則（昭和27年通商産業省令第60号）による。

#### (3) 調査の期日

平成19年6月1日現在で実施した。

#### (4) 調査の方法

調査員が対象事業所にそれぞれ調査票を配付し、記入依頼して、事業主（又は責任者）が自ら記入する自計方式により調査した。

#### (5) 調査の経路

経済産業大臣～県知事～市町村長～（指導員）～調査員～申告者（商業事業所）

#### (6) 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J-卸売・小売業」に属する事業所を対象に調査した。

ただし、次に掲げるものは、調査の対象から除外されている。

(ア) 劇場、映画館、運動競技場、駅の改札口内など有料の施設内にある事業所。

ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査対象。

(イ) 開店準備中、清算中、休業中で、調査日に従業者（個人事業主を含む）がいない事業所

#### (7) 調査の単位

事業所の所在する場所ごと及び経営者ごとに調査対象とした。

## 2. 調査に用いられた用語の説明

### (1) 商業事業所の定義

商業事業所とは、原則として一定の場所（一区画）を占めて、有体的商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も含む。）であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいう。

### (2) 卸売業

卸売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

- (ア) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (イ) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量または多額に販売する事業所
- (ウ) 主として業務用に使用される商品 {事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など}を販売する事業所
- (エ) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- (オ) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）
- (カ) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所

### (3) 小売業

小売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

- (ア) 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所
- (イ) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (ウ) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業としないで、小売業とする。  
ただし、修理を専業としている事業所は修理業となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (エ) 製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売事業所（例えば菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など）
- (オ) ガソリンスタンド
- (カ) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても商品の販売活動を行うための拠点として事務所などのある訪問販売又は通信販売事業所）で主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(4) 従業者数

(ア) 従業者

調査日現在で、主としてこの事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者をいう。

(イ) 常用雇用者

一定の期間を定めずに若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者をいう。また、平成19年4月、5月のそれぞれの月において18日以上雇用した者も含まれる。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額(消費税を含む)をいう。

(6) その他の収入額

事業所における商品販売額以外の事業による収入額(消費税を含む)をいう。

(7) 商品手持額

平成19年3月31日現在で、事業所が販売の目的で保有しているすべての手持商品の総額で評価は原則として仕入原価による。

(8) セルフサービス方式(小売業のみ調査)

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている形式の販売方法をいう。

(ア) 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること。

(イ) 店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。

(ウ) 売場の出口などに設置されている清算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

(9) 商品販売形態(小売業のみ調査)

(ア) 店頭販売

商品を店頭で販売した場合

(イ) 訪問販売

訪問販売員等が消費者の家庭などを訪問して販売した場合

(ウ) 通信・カタログ販売

テレビ、ラジオ、カタログ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から、郵便、電話、銀行振込、ファクシミリ、インターネットなどの通信手段による購入の申込みを受けて商品の販売をした場合

(エ) 自動販売機による販売

事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合

(オ) その他

生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合

(10) 売場面積（小売業のみ調査）

商品を販売するために、その事業所が実際に使用する売場の延床面積をいう。  
ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

(11) 営業時間等（小売業のみ調査）

平成19年6月1日現在の開店、閉店時刻である。  
ただし、新聞小売業、牛乳小売業は除く。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ調査）

(ア) 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場

(イ) 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場

(ウ) 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(13) 年間商品仕入額の仕入先別割合（法人事業所のみ調査）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に仕入れた商品の仕入額について仕入先別の割合をいう。

(14) 卸売商品販売額の販売先別割合（法人事業所のみ調査）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に卸売した商品の卸売先別割合をいう。

卸売と小売を兼ねている場合は卸売した商品の販売額についてのみ調査した。

(15) 年間商品仕入額（法人事業所で単独事業所又は本店のみ調査）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における商品の仕入額をいう。

ただし、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

### 3. 利用上の注意

(1) この報告書は、平成19年6月1日現在で実施した商業統計調査の結果を本市において集計したもので、経済産業省、福岡県から公表される数値と相違することがある。

(2) 産業分類の改訂について

平成14年以降の調査は、「日本標準産業分類」(平成14年3月7日総務省告示)にて実施及び審査・集計をしている。

(3) 統計表の秘匿数値は、事業所数が1又は2の場合、その秘密を保護するため、事業所数及び従業者数以外の数値をXで表示した。

また、Xの表示が1ヶ所するとき(2ヶ所で2事業所の場合を含む)は総数からXが算出されるので、最寄りの分類又は比較的事业所数の少ない分類をXで表示した。

(4) 数値の単位は各表の頭注に掲げているが、一見して明らかなものについては省略している。

また、単位未満を四捨五入したため総数とその内訳の合計が必ずしも一致しない。

(5) 記号

「X」…秘匿数字

「-」…該当数字のないもの

「0」…単位未満の数値

「…」…事実不詳又は未集計のもの

(6) 統計区、町名の表示は、平成19年6月1日現在の行政区域による。

(7) 久留米市は平成17年2月5日に周辺4町(田主丸、北野、城島及び三潴町)と合併している。この報告書は調査日(平成19年6月1日)現在の市域を表象している。過去の数値についても、調査日現在の市域での数値に組み換えを行っている。

(8) この報告書についての照会、又は問い合わせ先

久留米市総務部総務課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL (0942) 30-9053